名古屋市自立支援型配食サービスに関する実施要領

第１章　総則

（趣旨）

第１条　介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の６の規定に基づき、介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第１項第１号ハに規定する「第１号生活支援事業」として、名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱（以下「要綱」という。）に定める自立支援型配食サービスの指定事業者(以下「指定事業者」という。)に関する基準を定める。

（準用規定等）

第２条　前条の基準は、この要領に定めるもののほか、名古屋市生活援助型配食サービスの実施事業者に関する基準（以下「生活援助型配食サービス基準」という。）のうち、第1章総則、第2章第2節人員に関する基準、第3節設備に関する基準及び第4節運営に関する基準の一部を準用する。この場合において、生活援助型配食サービス基準中「指定生活援助型配食サービス事業者」とあるのは、「指定事業者」と、「生活援助型配食サービス」とあるのは、「自立支援型配食サービス」と、「居宅介護支援事業者」とあるのは、「介護予防支援事業者」と、「介護サービス事業者」とあるのは、「介護予防サービス事業者」と、「要介護状態の程度を増進させた」とあるのは、「要支援状態の程度を増進させた又は要介護状態となった」と読み替えるものとする。

２　前項に規定する準用する各条項は、生活援助型配食サービス基準のうち第3条各項、第5条各項、第6条、第7条各項、第8条、第10条、第11条第2項、第12条、第13条、第14条各項、第16条第2項、第17条各号、第18条各項、第19条、第20条各項、第21条各号、第22条各項、第23条各項、第24条、第25条各項、第26条、第27条、第28条各項、第29条、第30条各項、第31条、第32条各項各号、第33条及び第34条とする。

（定義）

第３条　この基準における用語の意義は、法、省令及び要綱の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

　(1) 利用料　法第 115条の45の３第１項の第１号事業支給費の支給の対象となる費用にかかる対価をいう。

　(2) 自立支援型配食サービス基準額　要綱に規定する費用額（200円）

　(3) 法定代理受領サービス　法第 115条の45の３第３項の規定により第１号事業支給費が利用者に代わり指定事業者に支払われる場合の当該第１号事業支給費にかかるサービスをいう。

　(4) 介護予防支援事業者　法第８条の２第16項に規定する介護予防支援事業を行う者及び法第 115条の45第１項第１号ニに規定する第１号介護予防支援事業を行う者をいう

第２章　基本方針

（基本方針）

第４条　自立支援型配食サービスは、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、食事の配送及び安否の確認を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復をはかり、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第３章　運営に関する基準

（受給資格等の確認）

第５条　指定事業者は、利用者から自立支援型配食サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する介護保険被保険者証及び負担割合証によって、被保険者資格、要支援認定者又は事業対象者の該当の有無、要支援認定者又は事業対象者の有効期間、負担割合等を確認し、自立支援型配食サービスの適用対象者であるかどうかを確認しなければならない。

（介護予防支援事業者等との連携）

第６条　自立支援型配食サービスの利用にあたっては、第１号介護予防支援の実施によらず利用することができるものとする。なお、利用者が第１号介護予防支援の実施を必要としている場合においては、指定事業者は介護予防支援事業者への連絡等を行うこと。

（利用料等の受領）

第７条　指定事業者は、法定代理受領サービスに該当する自立支援型配食サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該自立支援型配食サービスに係る自立支援型配食サービス基準額から当該指定事業者に支払われる第１号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとし、領収した場合には領収書を交付しなければならない。

２　指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない自立支援型配食サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、自立支援型配食サービスに係る自立支援型配食サービス基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　指定事業者は、前２項に規定する支払を受ける額のほか、食事の提供に要する費用の額の支払を利用者から受けることができる。

４　指定事業者は、第３項の費用の額に係る自立支援型配食サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該自立支援型配食サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第４章　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（自立支援型配食サービスの基本取扱方針）

第８条　自立支援型配食サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

２　指定事業者は、自立支援型配食サービスの提供にあたり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して自立支援型配食サービスの提供に当たらなければならない。

３　指定事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができるよう自立支援型配食サービスの提供に努めなければならない。

４　指定事業者は、自立支援型配食サービスの提供にあたり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

（利用申込）

第９条　自立支援型配食サービスを受けようとする者は、契約した指定事業者を通じ、住所地の区長あて配食サービス利用開始（変更）申請書兼受領委任申出書（名古屋市生活援助型配食サービス実施要綱第２号様式。以下「利用申請書」という。）を提出しなければならない。

２　利用申請書については、今後の介護予防支援等業務に活用するため、その写しを介護予防支援事業者へ提供することとする。

３　前項の提供は、利用申請書への本人同意が得られた場合にするものとする。

４　利用者が当該サービスの提供に係る契約を取り交わすことができる事業所は、利用者の住所が異動した場合や、利用している事業者が事業を廃止し、又は休止した場合等を除いて、月を単位として１事業所とする。

５　第１項に規定する利用申込は、要支援認定者又は事業対象者であることが記載された介護保険被保険者証の交付を受けた日以降にすることができるものとする。

（配食サービス費の請求等）

第10条　指定事業者は、自立支援型配食サービス提供月における利用者ごとの利用実績を配食サービス提供証明書兼配食サービス費支給申請書（名古屋市生活援助型配食サービス実施要綱第３号様式。以下「支給申請書」という。）に記入し、利用者の記名及び検印を受けた上で、サービス提供の翌月10日までに利用者の住所地の区長に申請するものとする。

　　ただし、サービス提供の翌月10日までに当該申請をすることができなかった場合には、サービス提供の翌々月以降の申請に併せて申請するものとする。

２　医療法(昭和23年法律第205号)第１条の５に規定する病院等への入院及び次の各号に掲げる介護サービス等を利用した日は、配食サービス費（自立支援型配食サービスに係る第１号事業支給費をいう。）の対象としないものとする。ただし、いずれの場合においても入退院又は入退所の日及び食事サービスの提供のない場合を除く。

(1) 法第８条の２第７項に規定する介護予防短期入所生活介護

(2) 法第８条の２第８項に規定する介護予防短期入所療養介護

(3) 法第８条の２第９項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護

(4) 法第８条の２第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス

(5) 法第８条の２第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護

(6) 老人福祉法（昭和38年法律第 133号）第20条の４に規定する養護老人ホームを利用した日

(7) 老人福祉法第20条の６に規定する軽費老人ホームを利用した日

(8) 老人福祉法第29条第１項に規定する有料老人ホームを利用した日

３ 市長は、前項に規定するもののほか、特に必要であると認める場合については、配食サービス費の対象としないことができる。

４　指定事業者は、第１項の支給申請書の作成に際し、前２項に規定する配食サービス費の対象としない日でないことを確認しなければならない。

５　市長は、第１項の支給申請書を受領後、利用者の介護保険に係る資格等を審査した上で、指定事業者に対して配食サービス費を支払うものとする。

６　前項の支払いは、適正な申請があった日から60日以内にあらかじめ指定事業者が申請した銀行口座に振り込むものとする。

７　第１項により申請した支給申請書を取り下げる場合、指定事業者は、自立支援型配食サービス費にかかる支給取下申請書を作成し、利用者の住所地の区長に申請するものとする。

(その他)

第11条　この要領に定めるもののほか、自立支援型配食サービスの実施に関し必要な事項は、別に定める。

　　附　則

（施行期日）

　この要領は、平成28年６月１日から施行する。ただし、この要領の施行について必要な準備行為は、要領の施行期日前においてもすることができる。

　　附　則

　この要領は、平成29年４月１日から施行する。

　　附　則

　この要領は、平成30年４月１日から施行する。

　　附　則

　この要領は、平成30年11月１日から施行する。